

世田谷区告示第51号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第5条
第2項の規定に基づき、区管理道路線を次のように廃止する。

この関係図面は、令和8年2月6日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年2月6日

世田谷区長 保 坂 展 人

1 指定番号

31-G069

2 廃止する起終点

世田谷区世田谷一丁目272番8地先無番から277番2地先無番まで

3 廃止の期日

令和8年2月6日

案 内 図

廃止する区管理道路線

街区

世田谷一丁目 28 番

